

## 京都市環境審議会 平成 23 年度第 1 回地球温暖化対策推進委員会 議事録

日 時 平成 23 年 10 月 31 日 (月) 午後 13 時 30 分から午後 15 時 30 分まで  
場 所 職員会館かもがわ 3 階 大多目的室  
出 席 仁連委員長, 青木委員, 浅岡委員, 安藤委員, 石田委員, 石野委員 (代理: 杉原委員), 上村委員, 大島委員, 鈴木委員, 田浦委員, 近本委員, 松尾委員

### 議題 1 地球温暖化対策推進委員会について

(資料 1 に基づき事務局から説明)

(委員からの意見なし)

### 議題 2 改正京都市地球温暖化対策条例について

(資料 2 に基づき事務局から説明)

(田浦委員)

- ・スライドの 17 ページの特定建築物に係る義務規定のところの「一次消費エネルギーの平均値」について, これは特定建築物すべての平均値か。業種別に一次消費エネルギーの平均値はずいぶん異なるが, 考慮されているのか。

(事務局)

- ・京都市域において, 特定建築物については, 年間約 100 件弱の届出がある。件数が 100 件ということもあり, 今回は建築物の用途別での平均値は用いていない。建築物全体の平均値を使っている。

(田浦委員)

- ・届出の数が少ないので, そうならざるをえないと思うが, ばらつきがあるところ, 非常に厳しいところと, 緩やかであるところが出てくるのかなという感じがして, 改善の余地があると思われる。
- ・業種別のベンチマーク (指標) で計算されている研究もあるので, 参考にできる。

(仁連委員長)

- ・年 100 件ぐらいの届出の建築物のうちで, マンションが何割とか, 内訳はだいたいどんなものなのか。

(事務局)

- ・エネルギーの消費量について、おそらく今回の規定が一番大きな負担となってくるのは共同住宅、いわゆるマンションではないかと思う。マンションは年 100 件弱の届出件数のうち、約 4 割程度である。

(上村委員)

- ・京都市の環境に関する地球温暖化の条例について非常に全国でも注目され、非常に先進的な制度を取り入れているということで、これから先、しっかり実行に移していくことが重要だと思う。
- ・条例の中で新車購入時のエコカー選択義務があるが、条例改正の検討当初の義務水準からだいぶ変わって、導入割合が 50 パーセント以上という事になって、対象範囲の車種も非常に広がった。
- ・「エコカー対象」という範囲について、少しでも「エコ」と表現していれば、それは全部エコカーになるのか。どういうものをエコカーというのかしっかりここは指定、規定をする必要がある。パンフレットに地球環境にやさしいと書いてあれば、全部エコカーになるのか。そのエコカー対象車をしっかり審査し、また、購入者に認知させないといけないと思う。
- ・50 パーセント以上にするということだが、おそらくディーラーの数字を報告させることによって判断するのだと思うが、どのような数字をどのように集められているのかということ、さらに、もし、割合が 50 パーセント以上にならなかった場合には、条例の義務違反として、なにか罰則規定がディーラーにあるのか。
- ・それからもう一点、全体としてこの条例は、市民あるいは事業者の日常における問題意識によって努力していかないと、なかなか目標を達成できないと思うが、こういった取組があるということ、どのように周知させていこうと思っておられるのか。やはり市民もこういうところが解らないと、なかなか実行しにくいと思われる。

(事務局)

・エコカーの定義については、細くなるので資料 2 に挙げるのはやめたのですが、一言で言いますと、今、エコカー減税を国のほうでやっている。今回についてはこのエコカー減税の 75 パーセント減税、それから 100 パーセント減税、これらに該当するものをエコカーと定義づけをさせていただいている。実際、どの範囲をエコカーにして、その割合を何パーセントにするのがいいのかというのは、実はこの委員会の中で十分御議論いただけなかった。内部で検討させていただく中で、少し手探りといった部分があり、今回は対象を広げた上で、導入割合をある程度高い数字にした方がよいという考え方の下、エコカーを 75 パーセント減税対象車種というところで線を切らせていただいて、その導入割合については、わかりやすい半分、2 台に 1 台はエコカーにしてくださいということで、設定をさせていただいたという経緯である。

・報告の仕方につきましては、報告書ということで、事業者から実績の報告を書面で出していただくということになっており、仮に義務違反となった場合につきましては、条例による罰則等は設けておりませんが、公表という、手段がある。実際にその事例が出てきた時にどう対処するのかということを、委員会、委員の先生方に御相談する必要があるかと思う。手段としては、公表するということが、条例上の規定としてある。

・それから市民への周知の部分ですが、この規定そのものが、特定事業者に向けた制度ですので、これを市民向けに周知することよりも、この義務規定以外の部分で、今後エコカーの展開・周知について普及に力をいれていく必要があると思われる。

・先程の質問に係るのですが、ディーラーにも一定の販売量を義務付けてはどうかということが議論としてあったわけで、ディーラー事業者様との話の中で、義務化を実現するのは難しかったということですが、ディーラーサイドにもエコカーの販売台数、販売状況の報告を義務としてはお願いをしておりますので、そういった中で販売サイドからの普及というのでも取り組んでまいります。また、それ以外でもいわゆる電気自動車を販売促進させるような普及策を考えてまいります。

(上村委員)

・事業者排出量削減計画書制度の計画期間となる3年間だが、3年経ってからエコカー導入量を報告するというのでは、その間あまり意識を高めることにはならないと思うので、ぜひ1年に1度は報告義務がある形にしてもらえないかなと思う。スライド5の6番の新車購入時の50パーセントというのは、京都市が全国で初の条例である。かなり条例改正の検討当初の義務水準から緩やかになって、かなり達成しやすい状況になったと思うが、ぜひ3年に1度とではなく、1年に1度くらいの中間報告はしていただけたらと思う。

(事務局)

・今、上村先生がおっしゃった「新車の取得」については、取得した年度の翌年度に報告していただきたいとなっているので、毎年度報告してもらおう。もし導入割合に従ってなければ、条例上はそれに対して勧告ができる。勧告に従わなかった場合には、さらに公表制度ということで、罰則のような格好での義務づけになっていないが、しっかり義務化を担保できるような公表制度というのが規定されている。

(安藤委員)

・スライド17の再生可能エネルギーの利用設備基準量のところの算定式の1パーセントというのは、こういったことを基準にされているのか。

(事務局)

・京都市地球温暖化計画<2011~2020>の中で、再生可能エネルギーの導入割合について、

目標として市域全体の一次エネルギー消費量における10パーセントとすることを掲げている。その10パーセント全てをとというわけではなく、その1割、つまりは1パーセントという形で、今回掲げさせていただいた。この割合についても、何年間かの実績を踏まえ、今後、見直しも含めて検討してまいりたい。

(安藤委員)

・1パーセントというのは少ないのではという印象を持った。10パーセントが削減目標でしたら1割というのは少ないかなと思う。京都市として、再生可能エネルギーを推進しようという方針でしたら、特定事業者なども少し努力をしないと達成できない、5パーセントぐらいの値にしてもいいのではないかなと思う。

(近本委員)

・1パーセントという数字については私も少し考えました。田浦委員からの御指摘もあったが、再生可能エネルギーの変換利用という形では、利用できる利用できないという建物の特性上の問題がかなり大きくて、5パーセントというのは厳しいのではないかなと思う。

・また、一方でキーになってくるのが、再生可能エネルギーの直接利用の方かと思っていて、直接利用をどこまで幅を広げるか、これが実は鍵になってくるのかなという気がする。自然採光システム、自然換気システムというふうにありますけれども(スライド16)、窓を開けたら、蚊が入ってきて窓を閉めるため、直接利用は減ってしまう。また、ヒートポンプも再生可能エネルギーといわれているので、例えば高効率のヒートポンプに置き換える、そういったものを含めると意外と1パーセントという数字はそんなにハードなものでもなくなるのかもしれない。ただ、省エネという観点とそれから再生可能エネルギーの利用という観点はまた別の切り口だと考えていまして、京都市がこれから省エネの導入に対していろいろとお考えになっていらっしゃるという話も伺っている。省エネをこれからどう進めていくか、それから再生可能エネルギーの直接利用を、これからどう考えていくのかということがこの制度の中で今後考えていく話なのかなと思っている。

(仁連委員長)

・今回対象としている再生可能エネルギー利用設備の中にヒートポンプは入っていないのではないかな。

(事務局)

・今回は条例そのもので再生可能エネルギーの定義をさせていただいており、その議論の過程の中で、大気熱を利用するヒートポンプといわれる機種は外させていただいている。従いまして、ヒートポンプを加えれば、1パーセントというのは非常にハードルが低くなるのかなと思うが、これを外すことによって、1パーセントというのは、それなりの努力、

工夫していただかないとダメなのかなと考えている。それから今、近本委員からも御提案をいただきましたが、今回、再生可能エネルギー利用設備の建築物への導入につきましては、建物で使用するはずであったエネルギーの総量の一部について、義務として再生可能エネルギーを利用していただくという考え方に基づいている。

・一方、建物そのものの機能はどうあるべきなのかという議論も、進めていくというふう  
に考えている。今後、京都市の中の建築指導行政所管部署とも連携を図りながら議論を深  
めていきたいと考えている。

### 議題 3 新たな京都市地球温暖化対策計画について

(資料 3 に基づき事務局から説明)

(仁連委員長)

・新たな温暖化対策計画について説明していただいた。それから今年の夏の電力消費の傾向についても説明していただいたが、基本的にエネルギーの電力依存割合がどんどん高くなってきているのが最近の傾向で、電力の排出係数が下がって、全体としては温室効果ガスの排出量が減ってきているのがこれまでの経過である。東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故によって電力排出係数が今後どうなっていくのか、先が見えないということと、この夏の電力会社による節電の呼びかけを通じて、節電があったということでございますが、この計画につきまして何か御意見を伺いたい。

(浅岡委員)

・12 ページの再生可能エネルギー普及促進対策の話ですが、大規模建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置義務化で、太陽光発電の場合に 3 キロワット程度設置という数字が入っているのですが、条例の説明の際の 1 パーセントってこんなに少ないものなのかと思われた。

(田浦委員)

・最後の電気の排出係数ですが、関西電力によるクレジット購入等の調整後の排出係数を使っているのか。

(事務局)

・調整前の排出係数を用いている。

(青木委員)

・やはり排出係数の問題があると思うので、当面は、例えば電力使用の状況を見ていく姿勢が必要である。電気の排出係数で換算してしまうと、発電の方式によってすごく排出量

の計算結果が変わってしまう。算定の手法の中に、ガスとか電気、あるいはガソリンについて、実際どれだけ使ったかを見ていく必要があるのではないかと思う。

(鈴木委員)

・青木委員の話に続けてですが、資料の 4 ページに記載してある計画の「削減効果指標を利用した二酸化炭素排出量の推計」ですと、電気の排出係数の改善による分と施策の推進による分にわけてあり、今後どんな電気の排出係数であろうが、94 トン削減という数字を着実に進めていくように判断できる。これだけ省エネといわれる様になり、むしろ追い風がふいている状況なので、着実に施策を進めていただきたいと思う。

・もう 1 点も同じく電力の話だが、まさに使用電力量をしっかりと管理をしていこうということである。今年の夏、毎日の、しかも時間毎のデータが出てきたというのは、省エネを進めていく重要な情報であると思われる。

・条例では、一般電気事業者に対して、本市の区域内におけるエネルギー供給量等、必要な情報を提供するということが義務付けられているわけで、どんな情報が提供されているのかということについて、ぜひ推進委員会に出していただけたらと思う。それから、貴重なデータであり、今後一層求められているからこそ、しっかりと部門別の割合等、電力の使用状況が管理できる情報を出していただける様をお願いできたらと思う。

(事務局)

・今、鈴木委員の方から御指摘がありました、エネルギー供給事業者からの情報の提供について、今回条例の責務規定を設けている。まさにこの夏もそうだったのですが、電気事業者を中心に可能な限り情報を出していただきたいという折衝を続けている。ただ、一般電気事業者の事情をいえば、我々のニーズに合うような情報を出そうとすると手間がかかる。どこまでであれば御協力していただけるのかという折衝を、やっているところである。出てきた情報については御報告をさせていただき、また、提供が難しいというものは、「実はこういう理由で難しい」ということも御報告させていただいた上で御意見をいただき、それをまた、電気事業者にフィードバックするというのもやっていきたいと思う。

・一般電気事業者、このあたりでいえば関西電力様になりますが、電灯契約・電力契約ごとの二区分で、どの程度の量だったかという程度の情報しか得られなかったのだが、言い続けることはある程度効果があった。最近では家庭とか業務とかその他の産業という形で、部門ごとにどの程度の電力消費量があったかということまでお出しいただけるようになった。今、非常に電力消費について市民の関心が強まっている時でもあり、今後、関西電力様とは、さらに温暖化対策を進めていくという観点から、各種、もう少し細かいデータについても明らかにしていただくように求めていきたいと思っている。

(大島委員)

・非常に具体的かつ細かな施策なので、ぜひ進めていただきたいと思うが、鈴木委員もおっしゃっていた、電力の需要というか最大電力の推移について、各部門の消費電力量についてはだいぶ出てきている。最大電力時の産業用と、民生の家庭用と商業用についてどのくらいの割合であり、どの部門にどれだけの節電可能性があるのかと、やはり具体的に知らない対策も立てられないので、ぜひ細かく出してもらいたいと思っている。

・二つ目は、節電についてだが、これだけ夏に節電できたというのは、政策の推進からではなくて、危機意識の高まりから起こっているということであり、この点について、もう少し政策当局として反省すべきである。節電という部分で限って見ても、かなりの部分省エネのポテンシャルがあったということなので、例えば、一般の市民がどういうふうライフスタイルをどういうふうに変換させるのかということも含めて、具体的な施策立案に検証結果を入れ込んでいってはいかがいかなと思われる。

・排出係数の改善は国の施策とも絡まるが、客観的に見るとこれからの原子力発電所の稼働率がかつての様な高さで維持できるということはおそらくありえないだろう。原子力発電所は事故が起こる度に復旧までに長いことかかるため、もし仮に稼働したとしても、非常に低い稼働率になるだろうと思われる。その場合、京都市の地球温暖化対策に直接関わってくるので、排出係数の改善がなくても達成できるような計画を作っていないと、長期的には厳しくなってくるのかなと思う。

・もう1つは、先程浅岡委員からの御指摘があった12ページの再生可能エネルギー普及促進対策について、私も大規模な建築物への設置が家庭用の発電設備と同程度しか義務化されないということにかなり衝撃を受けましたが、来年度から固定価格での全量買取制も出てきて、義務化と言ってもそれほど経済的に負担にならず、必ず回収できるような仕組みができてくるので、より後押しすると言う点で、もう少し、大胆にいけないかなというふうに思われる。

(仁連委員長)

・再生可能エネルギー設備設置義務が3キロワットであるという件ですが、多分、マンションを想定するとたくさん付けるのは難しいのだと思われる。しかし、業務用のビルであれば、もっとたくさん付けられる可能性があると思う。滋賀県の例ですが企業が100キロワット程度の太陽光発電設備をつけた。そうすることによって、購入電力量のピークが落ちて、いわゆる電力契約のデマンドが下がった。電力を売ることによって収益が返ってくるだけでなく、大量に電力を使っているビルなどはデマンドが下がるので、電力会社に支払う電力料金がぐっと下がるというメリットがある。このように業務用のビルの場合もう少し設置できるし、設置してもそんなにデメリットにはならないと思われる。しかしマンションの場合は、設置しても設置費用をどこが出すのか、管理組合等で出すのかなど、なかなか難しい課題もあると思われる。やはり建築用途で少し区別できないだろうか。

(事務局)

・御指摘いただきましたように、建築用途によってかなり形状も変わり、性質も変わってくるということで、用途別に義務量を変えるかどうかがひとつ判断できる点だったかと思われる。結論的には、どちらかといえば用途の中で 1 番難しいであろうマンションに焦点をあて、そこでクリアできる 1 番低いハードルに全てを合わせたというのが今回、設定した考え方である。実際制度を開始しないと、どういう建築主様の行動になるのかが読めなかった部分もあり、低めの水準で義務量を設定させていただいた。ただ、これら建築物に関する規定だけでなく、条例の全ての規定について、一定期間で見直しというのは当然必要となつてまいりますので、実際の運用状況を見ながら適宜見直しをしてまいりたい。

(安藤委員)

・住宅用は難しいとおっしゃいましたが、マンションであっても 2,000 平方メートル以上の大型の物であれば、高さもあるはずで、屋上の面積がかなり広がるはずである。そこに太陽光発電の設備を設置すれば、一定量の発電ができるのではないかと思われる。一般の普通の住宅の場合であっても、晴れた日であればその家庭で消費する電力のほぼ全てを太陽光発電だけでまかなえるということですから、マンションであってもある程度のパーセントはまかなえると思っている。

(事務局)

・実際のところは、なかなか過去の大規模建築物への導入事例等を調べてみても、用途別に細かく分析できるだけの証拠がそろっていないということがあり、スタートは少しハードルを低めにしておいて、その中で証拠を集めながら、先生方の御意見をお聞きし、それを徐々にハードルを上げていければなあという思いである。全国で初めて、特定建築物に対して再生可能エネルギーの導入義務量を設けたということではあるが、なかなか一足飛びに高いハードルを設定できなかったというところである。先程、上村先生の方からお話がありました特定事業者へのエコカー導入義務についても、同様である。今後、徐々に経験を積み重ねて、より厳しいものにしていきたいという考えであり、よろしく願いしたい。

(浅岡委員)

・建物はできてしまつてからでは、なかなか手を加えるのは難しいので、早めに対策をお願いしたい。

・電力の割合が多くなり、電力への対応をよく考えなければいけない時に、資料 2 では間接排出（発電や熱の生産に伴う温室効果ガス排出量を、その電力や熱の消費者からの排出とみなす考え方。）での計算になっている。産業、家庭等の部門において電力使用による排出量はどれだけなのかということ把握するためには、直接排出（発電や熱の生産に伴う



温室効果ガス排出量を，その電力や熱の生産者からの排出とみなす考え方。)での計算が必要である。

- ・実際の各部門の電力割合がどのくらいか把握でき，特にどれだけ節電のポテンシャルがあるのか考えることもできるので，各部門の割合を推計しながらでもやっていくことも必要である。

- ・不思議に思ったのは，東京電力管内では産業部門で十数パーセントと高い電力削減率であったのに対し，家庭部門は低い削減率であった。ところが関西では，家庭，業務部門は削減率が高い一方，産業部門は削減率が低かった。東京電力の結果と関西電力の結果はとて大きく違っているわけである。節電については，関西電力が電力の料金体系を変えて，ピーク時に価格を高くして，シフトを促そうというようなことを来年は考えるとか言うておられますが，今後は京都に限らず，関西全体でピークカットに取り組む必要がある。いずれにしても，やはり部門別にわけて電力の使用量を検証しながら，政策で省エネを誘導していけるようお願いしたい。

- ・京都支店というエリアは，京都府内というぐらいの理解でよろしいか。

(事務局)

- ・少し若狭の美浜から西側も京都支店のエリアに入っていますので，若干違いますけれども，ほぼ同一である。

(近本委員)

- ・先程の浅岡委員のお話は賛同できる。経済産業省の資料で，家庭部門では17パーセント削減ということで，省エネの意識が高かったのだと思われる。ライフスタイルを変えた，あるいはエコ家電に置き換えたということが挙げられると思うが，自己努力も含めてこれだけのポテンシャルを上手く家庭が持ちえたということが，非常に大きな話だと思われる。

- ・3枚目のスライドでいろいろな削減効果の資料，項目が見られる。ただ，「この施策でこれだけ温室効果ガスが削減された」というのは上手くつながらない部分がきつとあるかと思われる。今後の一般電気事業者からの情報提供や，あるいは社会情勢の変化によって，電力の削減ポテンシャルも十分分析できると思うので，政策の効果検証のためにも，削減効果指標をもう少し充実していただければ，より効果的な施策につながる。

(上村委員)

- ・クレジット制度のことについてお聞きをしたい。地域における地産地消のカーボンオフセット制度ということで，実行できるといいと思う。この認証の仕組みについては，買う側にとっては，きちっと認められているものかどうかということが1番のポイントとなる。京都市の場合は，実際に実績値として検針票で確認するということであるが，しっかりと認証を行うのとなれば，時間もかかり，コストも高い。

・市が認証し、売り手の負担は生じないということであるが、買い手から見ると、認証するためにコストがかかる・かからないというよりも、認証に信憑性があるのかどうかというところが重要であり、売れるかどうかというところのポイントとなるわけであり、認証方法について少しお聞きをしたい。

(事務局)

・DO YOU KYOTO?クレジット制度について、御指摘をいただいている部分というのは、削減量の算定をどういうふうにチェックするのかということだと思われる。国の仕組みでいくと、例えば、ボイラーを旧式のものから最新式のものに変えた場合に、旧式だったら年間100トン出したのが新式になったので70トンですんだ、その差額の30トンをクレジットに認証しましょうということ、色々な方法論であるとか算定値とか細かなルールを作って計算される。認証のチェックなどを、第三者の検証機関ということで大手の総合研究所であるとか、そういう所がされるということなので、そこに払う費用が大変高額になってしまう。こういう問題があったので、京都市内のコミュニティ等小さなところが手を挙げようと思っても、なかなかハードルが高いという事情があった。そのため、ある意味かなり割り切りをしている部分がありますが、高度な計算であるとか推計というのは、なかなか難しいであろうということであり、実際に電気だったらどれだけ電気を使ったのか、ガスだったらどれだけガスを使ったのかということは、検針票という形で明確に数字が出ますので、その数字をきちんと積み上げていけば、去年と今年の差というのが簡単・確実に足し算、引き算で出せる。その量を削減量という形で認証したらいいのではないかと、そういう割り切りをさせていただいたということでございまして、そういうやりかたであれば、東京の大手の研究所みたいなところでなく、我々でもチェックが可能だということで設けさせていただいた。そうすると、御指摘いただいているように、購入する側にとって本当にそれがそのクレジットとしてきちんとしたものであるかという危惧を持たれる部分が出てくる。それは、ある程度、京都市の行っている仕組みをどこまで信頼していただけるのかということに関わってくるのですが、検針票というものが基本的に、誤りのない確実な数字として出ているものですので、このやり方の方が、逆に間違いがない部分があるのではないかと考えている。また、いろいろな組織や機関から御意見を聞いても、「やり方として、そういうやり方はあるのではないかと」という御意見もいただいたので、現行の仕組みで制度を開始したという状況である。

(上村委員)

・京都市として、割り切るのには割り切った方がいいのかもしれないが、一つの商品になるわけで、やはり購入する方が、商品としてどこまで信頼感を持って買うというのは、京都市の割り切りとは全く別の問題であるので、認証方法についてはもう少し検証されてはどうかかなと思う。

(田浦委員)

・クレジット制度について、基本的な考え方は「見える化」でいいと思うのですが、逆に生み出す方がコミュニティ等であると、時間やコストがかかるとすると利用されにくく、認知されなかったりする部分があると思う。それから生み出されるトン数1トンが1万円とかなり高額だが、なかなかコミュニティレベルでそこまで積み上げるのは、かなり難しいということが実際あるので、そのあたりどう工夫するのか。まだまだ認知していない企業にしてもコミュニティにしても、そのあたりせつかくある制度がもう少し上手く行き渡るように工夫が必要ではないかなと思う。

・先程から買われる側の課題も出ていて、資料2の8ページにはクレジットがいくつか並んでいて、どれを買ってもいいよということだが、やはり大きな企業になればなるほど、省エネ法等の対象になればなるほど、国の方で償却できるクレジットを選択する様な形になってくるのかなと思われる。あまり閉鎖的になってはいけないと思うが、できるだけ京都独自のもので、京都市域の中で設備を変えていたり削減したりという方向性が必要であり、先程の御意見と少し矛盾するところがあるが、京都の中でどう買っていただけるかというような工夫が必要ではないかなと思われる。

(仁連委員長)

・クレジットは1万円で買って1万円で売るのが。相場は2千円位くらいではないか。

(事務局)

・千円くらいである。

(仁連委員長)

・相場と比べて10倍近い価格設定である。買っていただけなくても当面、京都市が買いましょうというという感じで、まず導入したいという感じなのか。

(事務局)

・委員長のおっしゃるように、国内クレジットの相場感は十重承知しているところである。しかし、中小企業者の方々とか地域の方々とか頑張って省エネ活動をしていただけるわけであり、その分をクレジットにして京都市が高い値段で買う、いわばインセンティブになるような価格で買うということである。

・売却については、イベント事業者などにもすでにお話しをさせていただいている所もございまして、関心を持っていただいている所も徐々に出てきております。京都市役所で自家消費することにならないように、売り手だけではなくて、しっかりと買い手も発掘しながら進めていきたいと思っている。

(仁連委員長)

・省エネアドバイザー制度・CO<sub>2</sub>削減のアドバイザー制度みたいなものが計画にあったと思うが、今日の報告の中で出ていなかった。

・今年の夏の節電を経験し、かなり省エネ対策の経験が蓄積されると思う。その経験をCO<sub>2</sub>削減に生かせるよう、知識をデータベース化して、それを広げていくアドバイザーみたいな役割も今後ますます重要なのかなと思う。また、次回の報告をお願いしたい。